

## 主権者教育の推進及び投票機会の拡充に関する意見書

平成27年6月、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、選挙権年齢が満18歳以上へ引き下げられた。選挙権年齢の満18歳以上への引き下げは、若年層の社会参加、政治参加を推進し、民主主義をさらに発展させるものとして、大いに期待される場所である。

民主主義のさらなる発展のためには、選挙権年齢の満18歳以上への引き下げを契機として、国や地域、社会における課題や争点についてみずから考え、判断し、行動する自立した市民としての能力を育てるための主権者教育を、初等教育及び中等教育段階から推進するとともに、投票機会の拡充に向けた施策を講ずることが求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 教育現場が安心して主体的、積極的に主権者教育を進めることができるような仕組みづくりを行うこと。
- 2 高校、大学及び大規模小売店舗などでの期日前投票所の増設に向けた取り組みを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月7日

名古屋市会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
文部科学大臣		